

6. 土砂の撤去など



■土砂崩れによる土砂の撤去補助金

申請者 災害による土砂崩れで被災した建物の所有者

補助適用基準(全て該当する人)

- ・宇城市内に所在する被災建物
- ・申請者が当該建物に居住している
- ・建物の被災が申請者の故意または過失でない
- ・土砂(倒木や岩石などを含む)が被災建物に流入したことで、人命や二次災害の危険性が高いと市が判断したもの
- ・申請者、地域住民、消防団などだけでは、土砂などを撤去することができない規模で資機材などを使用する場合

補助額(①②③合計上限5万円)

- ①バックホウ 1日/1台 1万円
- ②ダンプトラック 1日/1台 1万円
- ③人力による撤去 1日/1人 2,000円

※業者への撤去依頼が前提です

必要書類

【申請時】

- ・罹災証明書の写し
- ・業者からの見積書

【実績報告】

- ・請求書の写し
- ・着工前・着工後の写真

■障害物の撤去事業

対象者 自らの資力で障害物を除去できない人
補助適用基準(全て該当する人)

- ・半壊以上または床上浸水した住家
- ・申請者が当該建物に居住している
- ・住家の一部または全部に障害物が流入し、居住できない状態
- ・土砂が住家の出入り口などまで流入し、重機で障害物を撤去しないと、日常生活に支障をきたす

必要書類

- ・罹災証明書の写し
- ・住居内の除去前の写真



受付場所 防災消防課、各支所総合窓口課
☎ 32-1766

土砂撤去用の土のう袋を配布します

対象 居住地内に土砂が流入した世帯

配布枚数 1世帯当たり20枚まで ※1回限り

受付場所 防災消防課、各支所総合窓口課

受付期限 9月11日④

受付時間 9時～12時、13時～16時
※平日のみ

☎ 32-1766



土砂災害危険住宅移転促進事業

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に居住している人が、安全な地域へ住居を移転される場合に、最大300万円を支援します。

対象者

レッドゾーンなどの指定日以前から、当該区域に居住されている人。
※相続など(売買を除く)、やむを得ない理由で区域指定後に居住された人は、補助の対象となる場合があります。

交付要件(全てに該当すること)

- ・現在お住まいの住宅を除去(解体)すること
- ・土砂災害警戒区域外に移転すること
- ・移転先が熊本県内であること
- ・除去後(解体後)の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと

☎ 32-1675

4. 災害ごみ・家屋の消毒



災害ごみの搬入

☎ 32-1598

ごみの品目により、搬入先が異なります。必ず分別を行い、搬入するごみに付いた泥は、できるかぎり落としてください。

■搬入場所

【災害ごみ集積場(稲川グラウンド)】

住所 小川町東小川14

日時 9月12日④までの平日 9時半～12時、13時～16時

受入品目 リサイクル家電(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)、木くず(長さ1メートル程度)、がれき、土砂(できる限り土のう袋などに入れてください)、被災家屋廃材(解体で生じたものを除く)、畳

※冷蔵庫・冷凍庫などの中身は空にして搬入してください。

【宇城クリーンセンター】

住所 松橋町萩尾1775番地3

日時 9月30日④までの平日 8時半～12時、13時～16時

受入品目 災害ごみの可燃ごみ、畳、布団類、衣類、木製家具

通常の受入品目と同じ(家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみ[小型家電など]、粗大ごみ など)

※受け入れできない品目は、土砂、処理困難物(タイヤなどの自動車部品など)、産業廃棄物に属するものなど、通常受け入れしていないもの(テレビ、冷蔵庫などのリサイクル家電、がれきなど)です。

※木くずなどの木質系は長さ80cm 以内、太さ直径10cm 以内に限り、受け入れ可能です。

■申請

申請先 本庁衛生環境課または各支所総合窓口課

受付時間 8時半～17時15分

必要書類

- ・身分証明書(運転免許証などの住所が確認できるもの)
- ・被災した様子が分かる写真、搬入する災害ごみが分かる写真(スマートフォンなどで確認できれば、印刷する必要はありません)

※申請者以外の方が手続きをする場合は、申請者の住所、氏名などが分かる書類(公共料金の明細書や郵便物など)をご持参ください。

申請から搬入までの流れ

- ①被災した様子が分かる写真、搬入する災害ごみが分かる写真を撮影
- ②衛生環境課または各支所総合窓口課で「災害用ごみ処理手数料減免申請」の手続き
- ③搬入先の受付で「災害用ごみ処理手数料減免申請書」を提示

5. 施設の利用制限



スポーツ施設の利用中止

豪雨災害により、以下の施設は利用を中止しています。

利用できない施設

- ・小川防災拠点センター
- ・稲川グラウンド
- ・小川屋内グラウンド
- ・観音山グラウンド

☎ 32-1945

床下消毒の申請

対象者 床上・床下浸水、土砂災害の被害を受けた人(事業所は衛生環境課に相談ください)

作業内容 屋外通気口からの煙霧消毒

申請方法

- ①申込書を住所地の行政区長へ提出
- ②行政区長が申込書を取りまとめ後、衛生環境課または各支所総合窓口課へ提出

※消石灰による消毒を希望される場合は、衛生環境課または小川支所総合窓口課に相談ください。

申請期限 9月26日④

☎ 32-1598

詳しくはこちら

